

第7章 国際的生産・流通ネットワークと TPP

安藤 光代

はじめに

世界各地において、国際分業体制は、産業・業種単位で国境を越えて生産と消費を分離する第1のアンバンドリングから、国境を越えて生産工程・タスクを分離する第2のアンバンドリングへと変容を遂げてきた。国際的な生産・流通ネットワークは、一般に、地域内（リージョナル）で形成される。とりわけ部品貿易の場合、調達のタイミング、生産ブロック間の調整、分散立地された生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストの削減、ICT やロジスティクス面での接合性などが重要となるためである。国際分業が域外へと広がれば、当然、生産工程の地理的な乖離に伴って発生する輸送費や通信費などの物理的な費用が増加するのみならず、時間費用、生産工程間のコーディネート、望ましいタイミングでの部品調達などもより一層難しくなる。質の高いロジスティクスリンクがなければ、そのような国際分業の展開は実現しない。

しかし、近年、地理的な枠を大きく超えた部品・中間財の取引も活発になりつつある。なかでも、東アジアからの部品・中間財の供給は、北米やヨーロッパでの生産において重要な役割を果たしている。両地域は、東アジアの生産ネットワークにとって重要な最終消費地であるという消費面でのつながりを維持しつつ、生産面での結びつきを強化しているのである。

国際通商政策は、このような国際分業を大きく左右する要因の一つである。二国間での自由貿易協定（FTA）やメガ FTA などの国際通商政策もまた、関税撤廃を中心としたものから、サービス・投資などを含むより深い自由化を目指すとともに、知財保護・競争・基準認証などの国際ルール構築を図るものとなってきた。生産ネットワークが多くの国にまたがって広範囲に展開されているほど、単なる関税削減／撤廃を超えた深い自由化やビジネス環境の改善が、そのさらなる活性化のためには必要不可欠である。

本章では、まず第1節でアジア太平洋地域における生産・流通ネットワークとして、機械産業における東アジアの生産ネットワークに着目し、東アジア域内での国際分業体制の深化や域外の生産ネットワークである北米のそれとのつながりを見ていく。その特徴を踏まえ、第2節において、生産ネットワークのさらなる活用という視点から TPP 大筋合意の概要や期待されることを議論し、第3節で本章を締めくくる。

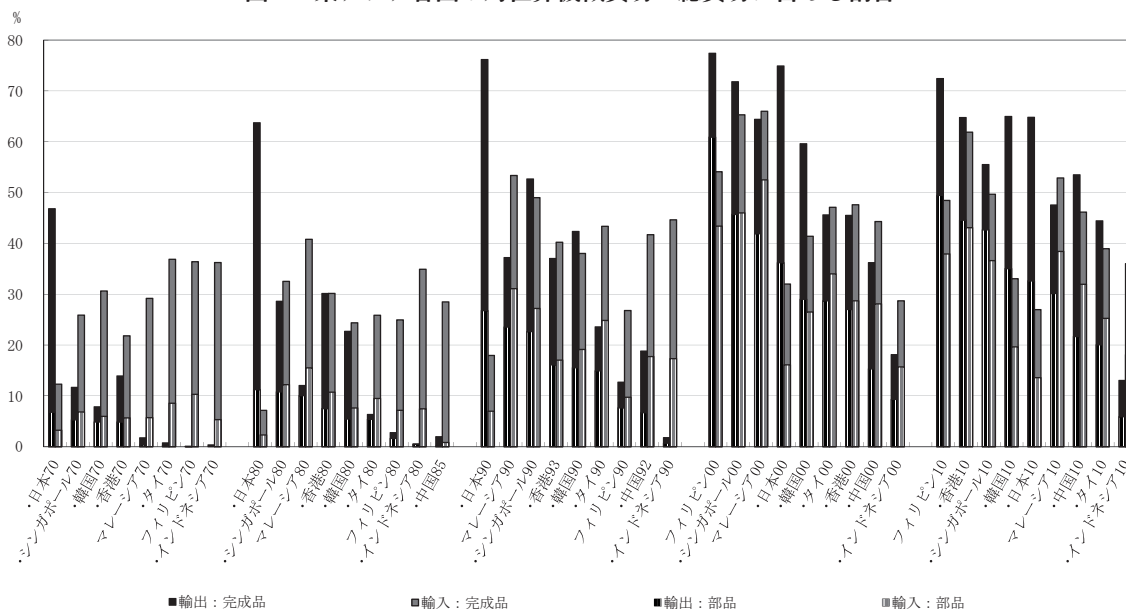
1. アジア太平洋地域の生産ネットワークの深化・拡張¹

アジア太平洋地域において張り巡らされている生産・流通ネットワークの主役の一つは機械産業である。本節は、機械産業に着目し、東アジアにおいて展開されている国際分業の近年の変化や東アジアと北米との生産面での結びつきの特徴を議論する。

(1) 東アジア域内での深化

東アジア諸国では、1980年代から90年代にかけて、一方向でかつ完成品の貿易を中心とする第1のアンバンドリングの世界から、双方向の部品貿易を特徴とする第2のアンバンドリングの世界へと、順次移行していった。図1は、東アジア各国の対世界輸出入に占める機械類・機械部品の割合を、1970年以降10年ごとに示したものである。1970年の段階では、機械輸出が多いのは日本のみであり、しかもそのほとんどが完成品輸出である。1980年になると、シンガポール、香港、韓国の機械輸出が伸びはじめ、2010年までには、日本、韓国、中国、香港、シンガポール、マレーシア、タイが、機械部品を輸入も輸出もするという典型的な生産ネットワークのパターンを示すようになっていく。

図1 東アジア各国の対世界機械貿易：総貿易に占める割合



出所：木村・安藤（2016）。

注：1970年と1980年についてSITC分類、1990年と2010年についてはHS分類(1990年のフィリピンのみSITC分類)に基づく。1980年の中国は1985年、1990年の中国と香港はそれぞれ1992年と1993年のデータを用いている。

このように生産ネットワークが拡張していく中、世界金融危機の影響は東アジアでも大きく、東アジアの機械輸出は、月次レベルでは一時的に大きく落ち込んだ。しかし、興味深いことに、東アジア向け輸出をテコに、急速な回復を遂げている。2007年以降の大きなショックを経験した4年の間にも、東アジアの対世界機械輸出は、部品・中間財、完成品のいずれも名目米ドルベースで3割ほど増加している（表1）。しかも、完成品の域内向け輸出は、4年間で5割増加し、域内比率も30%から36%に上昇している。東アジアの生産ネットワークを通じて生産された財の消費地として、北米やヨーロッパが重要であることに変わりはないが、東アジア自体が、生産地としてのみならず、最終財の消費地としての重要性を増していると言えよう。

表1 東アジア9カ国による域内貿易：金額および比率

輸出先 / 輸入元	輸出					輸入				
	2007	2008	2009	2010	2011	2007	2008	2009	2010	2011
(a) 機械部品・中間財										
金額（名目）：2007 = 1										
対世界	1.00	1.06	0.94	1.19	1.31	1.00	1.05	0.91	1.19	1.27
対東アジア 15	1.00	1.04	0.95	1.19	1.30	1.00	1.04	0.90	1.22	1.28
比率：対世界=100										
対東アジア 15	63.9	62.4	65.1	64.0	63.5	69.9	69.3	69.3	71.3	70.7
中国	20.9	20.9	23.6	22.0	22.8	14.2	15.1	15.3	15.1	15.7
CLMV	0.7	0.9	1.1	1.1	1.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
－ベトナム	0.6	0.8	0.9	0.9	1.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
ASEAN4	10.5	10.3	9.7	9.8	9.3	12.5	11.7	11.1	11.9	11.2
NIEs4	26.2	24.7	25.6	26.3	25.2	28.2	27.0	27.9	28.7	28.2
日本	5.7	5.6	5.1	4.8	4.8	14.7	15.1	14.6	15.1	15.0
(b) 機械完成品										
金額（名目）：2007 = 1										
対世界	1.00	1.11	0.91	1.16	1.29	1.00	1.11	0.99	1.28	1.54
対東アジア 15	1.00	1.12	0.99	1.32	1.52	1.00	1.12	0.97	1.29	1.51
比率：対世界=100										
対東アジア 15	30.4	30.6	33.3	34.7	35.8	58.7	59.0	57.2	59.0	57.8
中国	6.2	6.2	6.6	7.4	7.5	23.4	23.1	24.5	25.3	25.5
CLMV	0.9	1.1	1.3	1.3	1.5	0.3	1.3	0.5	0.5	0.7
－ベトナム	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	0.3	0.4	0.5	0.5	0.7
ASEAN4	4.6	5.0	5.1	5.5	5.7	9.9	10.2	9.9	10.0	9.1
NIEs4	14.6	14.3	15.6	15.8	16.2	11.4	10.7	10.4	10.0	10.6
日本	4.2	4.1	4.7	4.7	4.8	13.6	13.7	11.8	13.2	12.0

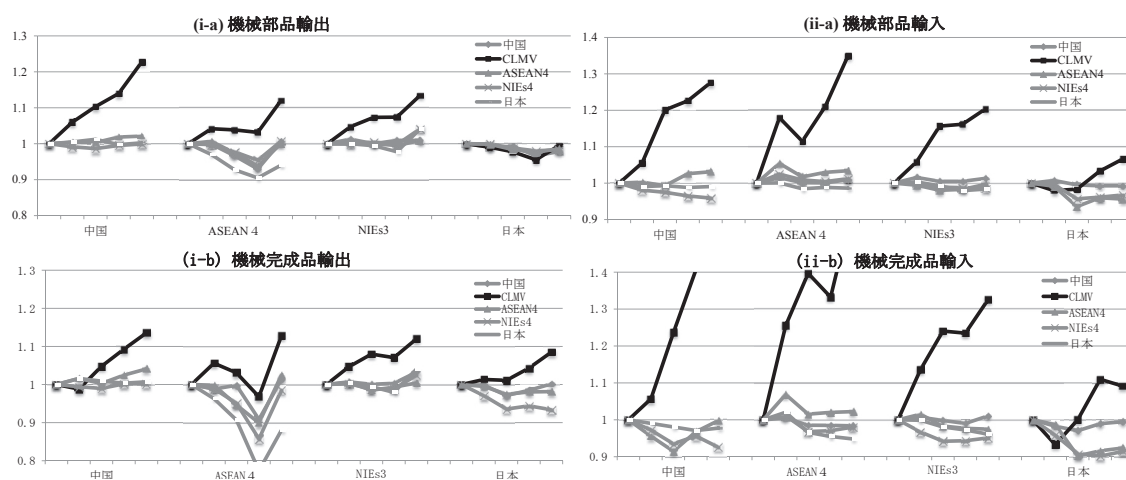
出所：Ando (2013) をもとに筆者作成。

注：ASEAN 4 はインドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアの4カ国を、NIEs4 は韓国、台湾、香港、シンガポールを指す。

さらに、東アジア域内における生産ネットワークの深化も観察される。東アジアの機械

部品・中間財貿易の約6割は域内向けであり、近年、その割合は大きく変化していない。しかし、相手国別かつHS6桁レベルでの品目別の貿易項目数の変化をみると、東アジア域内では、既に貿易のあった品目や国との取引の拡大のみならず、新しい取引関係の構築を通じて、域内貿易額が拡大していることが明らかになる。その詳細を見ると、中国の輸出や韓国の輸出入など項目数が増えるケースもあれば、フィリピンの輸出や香港の輸入のように減るケースもある。すでに生産ネットワークに参加している東アジア諸国の間での取引関係が再構築されている可能性が示唆される。また、図2から、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の4カ国との貿易項目数が、輸出入、とくに輸入において急増していることは一目瞭然である²。貿易額自体は依然として小さいものの（表1）、ベトナムを中心としてCLMVとの新たな取引関係が急速に構築されていると推測される。これらの国々が、他の東アジア諸国との輸出入を通じて生産ネットワークに参加しつつあると言えよう。このように、東アジア域内での国際分業体制は、すでに生産ネットワークに参加している東アジア諸国の間で取引関係が再構築されるとともに、TPP参加国の一つであるベトナムを中心とした東アジアの後発国を生産ネットワークの中に急速に取り込みながら、さらなる深化を遂げている。

図2 東アジア各国・地域の域内機械貿易における品目別相手国別項目数（輸出先／輸入元別）：2007年-2011年



データ出所：Ando (2013) のデータをもとに作成。

注：項目数は各国・地域の2007年の値を基準として指数化したものであり、データは2007年からの5年分を示している。また、ASEAN4カ国とNIEs3カ国（NIEs4から台湾を除く）については、まとめて表示している。なお、貿易相手国としては、中国、CLMV、ASEAN4、NIEs4、日本の5カ国／地域である。

(2) 東アジア域外との結びつき：北米のケース

北米ではアメリカとメキシコとの間という、先進国と途上国との間の比較的シンプルな形での国際分業体制が形成されてきた。その典型例は、企業内取引を中心としたものであり、アメリカの親会社がメキシコに設立した子会社に部品・中間財を供給し、メキシコの子会社がその完成品をアメリカの親会社に戻すというものである。しかし、近年、東アジアと北米の生産面でのつながりが強化されつつある。

北米と東アジアの関係においては、アメリカの東アジアからの輸入という面でアメリカと東アジアとのつながりがもともと強く、1990年代初頭の時点ですでにアメリカによる機械輸入の約半分、電気電子輸入に限れば6割前後が東アジアからの輸入であった(表2)。電気電子の完成品輸入にいたっては7割を東アジアが占めていたほどである。興味深いのは、そのような直接的な結びつきを維持しつつ、メキシコを介して東アジアとのリンクを強化しているという点である。

表2 北米各国による機械輸入における東アジアの重要性

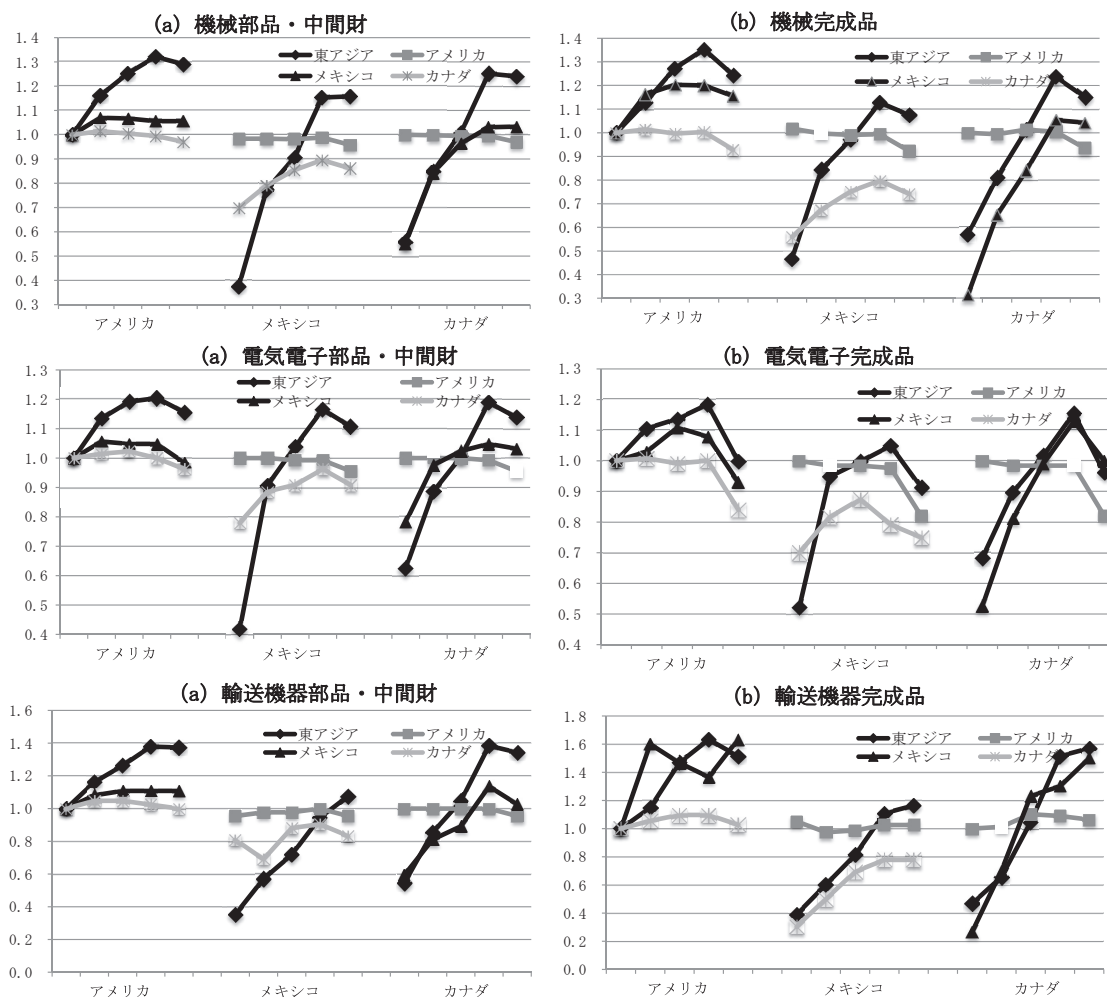
		アメリカ				メキシコ				カナダ			
年		輸入元	合計	部品	完成品	輸入元	合計	部品	完成品	輸入元	合計	部品	完成品
(a) 全機械産業													
金額	2011	東アジア	3.7	3.7	3.7	東アジア	55.9	129.8	26.9	東アジア	4.4	5.2	4.1
(1991=1)	2011	メキシコ	9.4	6.5	12.5	アメリカ	7.6	12.4	4.4	アメリカ	2.3	1.9	2.7
	2011	カナダ	2.1	1.9	2.2	カナダ	17.0	23.7	12.4	メキシコ	9.8	6.4	13.3
対世界比率	1991	東アジア	47.7	41.3	52.0	東アジア	9.5	7.0	11.1	東アジア	15.5	9.2	21.7
(%)	1991	メキシコ	6.9	8.9	5.5	アメリカ	61.4	64.0	59.7	アメリカ	68.1	73.9	62.2
	1991	カナダ	17.9	16.9	18.6	カナダ	1.6	1.7	1.5	メキシコ	2.8	2.9	2.7
	2011	東アジア	46.8	43.0	49.2	東アジア	42.6	43.3	41.2	東アジア	22.6	18.9	25.3
	2011	メキシコ	17.0	16.1	17.6	アメリカ	37.3	37.9	36.3	アメリカ	51.6	56.5	48.0
	2011	カナダ	9.9	9.2	10.3	カナダ	2.1	1.9	2.6	メキシコ	9.1	7.4	10.4
(b) 電気電子産業													
金額	2011	東アジア	4.3	3.1	5.3	東アジア	72.5	179.7	28.5	東アジア	6.4	6.3	6.4
(1991=1)	2011	メキシコ	6.6	4.2	10.2	アメリカ	9.6	13.7	6.2	アメリカ	1.8	1.5	2.4
	2011	カナダ	1.7	1.1	3.4	カナダ	11.2	11.8	10.4	メキシコ	19.6	9.9	36.1
対世界比率	1991	東アジア	60.7	52.4	70.1	東アジア	15.0	9.5	19.8	東アジア	20.5	11.2	35.7
(%)	1991	メキシコ	13.2	14.9	11.4	アメリカ	55.4	55.3	55.5	アメリカ	59.3	64.5	50.8
	1991	カナダ	8.0	11.7	3.9	カナダ	1.7	2.0	1.4	メキシコ	2.5	2.6	2.5
	2011	東アジア	57.7	49.5	63.0	東アジア	55.9	57.1	53.0	東アジア	39.0	30.2	46.0
	2011	メキシコ	19.5	18.8	19.9	アメリカ	27.4	25.4	32.3	アメリカ	31.8	41.8	24.0
	2011	カナダ	2.9	3.9	2.3	カナダ	1.0	0.8	1.4	メキシコ	14.9	10.8	18.0
(c) 輸送機器産業													
金額	2011	東アジア	2.1	3.4	1.7	東アジア	65.5	145.5	35.2	東アジア	2.3	4.2	1.8
(1991=1)	2011	メキシコ	10.8	9.8	11.3	アメリカ	14.3	26.6	7.2	アメリカ	2.5	1.9	3.0
	2011	カナダ	2.0	1.7	2.0	カナダ	42.6	62.5	31.9	メキシコ	6.4	4.0	8.1
対世界比率	1991	東アジア	39.8	34.2	41.6	東アジア	4.8	3.8	5.4	東アジア	15.1	7.1	20.6
(%)	1991	メキシコ	5.2	7.5	4.5	アメリカ	65.3	68.2	63.7	アメリカ	71.7	82.3	64.4
	1991	カナダ	34.3	31.4	35.2	カナダ	2.2	2.2	2.2	メキシコ	4.1	4.2	4.0
	2011	東アジア	29.7	35.2	27.6	東アジア	19.2	18.7	20.1	東アジア	12.4	13.3	12.0
	2011	メキシコ	20.3	22.3	19.5	アメリカ	56.5	61.6	48.0	アメリカ	65.1	69.2	63.1
	2011	カナダ	24.2	16.6	27.3	カナダ	5.7	4.6	7.4	メキシコ	9.5	7.4	10.5

出所：Ando and Kimura (2014)。

メキシコに着目すると、東アジアからの機械輸入額は、1991年からの20年間で大幅に拡大しており（名目ベースで56倍）、対世界機械輸入に占める東アジアの割合は1割以下から4割強へと増加している。とりわけ機械部品・中間財の場合、同期間の東アジアからの輸入は金額で130倍に、対世界比率で7%から43%へと拡大している。電気電子産業の部品・中間財に限れば、金額では180倍に、比率は1割弱から6割近くへと、さらに大幅な増加を見せている。東アジアからの部品供給の重要性がいかに急速に増しているかがわかるだろう。

図3は品目別・相手国別輸入項目数を1991年から5年ごとに図示したものであるが、メキシコの東アジアからの部品輸入項目数は、1994年に発効された北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）締結以降、著しく増加している。また、

図3 北米各国における機械輸入における品目別・相手国別項目数：1991年-2011年



出所：Ando and Kimura (2014)。

注：データは1991年から5年ごとの値を示している。東アジア、メキシコ、カナダについては1991年のアメリカを基準、アメリカについては1991年のカナダの値を基準としている。機械部品・中間財、機械完成品は、機械産業全体のものである。

表3は、各時点での北米と東アジア諸国からの輸入品目数が各国の対世界輸入品目数に占める割合を示したものであるが、この表から、電気電子産業において東アジア各国の値が大幅に上昇していることが確認できる。例えば、TPP参加国である日本では1991年の93%から2011年の97%に、マレーシアでは16%から78%に、TPP参加に興味を示している韓国では36%から86%に、TPP非参加国である中国では34%から99%に、タイでは8%から76%にといったように、多くの東アジアの国との取引関係の新たな構築が進んでいる。したがって、メキシコの東アジアからの機械輸入額、とりわけ部品輸入額の急増は、単にそれまで取引されていた項目の輸入増加のみならず、新たに構築された貿易関係の大幅な拡大によるものであり、さらに、それがNAFTA締結以降、顕著に現れている。

東アジアからの機械部品輸入が増える一方で、メキシコの機械輸出の大部分は依然としてアメリカ向けである。メキシコの輸出に占めるアメリカの割合は、部品で9割弱、完成品で8割程度と非常に高い。また、アメリカ側から見ても、メキシコからの機械輸入は割合も項目数も増加しており、とりわけNAFTA締結以降の完成品輸入項目数の増加が著しい。したがって、北米において、アメリカと東アジアとのつながりは以前から強かったものの、NAFTA締結やマキラドール等の税制面での優遇制度を受けてアメリカとメキシコの分業体制がより一層強化され、その中で、東アジアからメキシコへの部品供給の重要性が増す形で、メキシコを介して北米と東アジアの生産ネットワークの結びつきが強化されてきたと考えられる³。

このような地域の枠を超えた生産ネットワークの発展においては、通商政策の変化に加え、輸送費など他のサービス・リンク・コストの低下、双方向の多国籍企業による活動の活発化（日本企業など東アジア企業のメキシコへの進出、アメリカ企業の東アジア進出）、生産ベースとしての東アジアの競争力の強化などの要因が寄与していると推測される。

なお、機械産業といっても、産業の特性によって国際分業体制は異なる。標準化されたものや小さくて軽量の部品・中間財が多い電気電子産業においては、物理的な距離を隔てた取引が比較的容易であるのに対し、より産業集積を好み、輸送費も高い輸送機器産業では、近場での取引が中心となる。例えば、輸入項目数（各国の対世界輸入項目に占める割合）を見ても、電気電子産業では北米3カ国ともに、インドネシアとフィリピンをのぞく東アジア諸国ではほぼ7割以上であるのに対し、輸送機器産業では5割を超えるのが中国と日本と韓国（メキシコを除く）の3カ国だけである。また、東アジアからの輸送機器部品輸入の比率は小さい。しかし、金額的には伸び率が大きく、項目数もとりわけ2000年代半ば以降、急速に伸びている。輸送機器産業においても、電気電子産業ほどではないものの、

近年、メキシコによる東アジアからの部品輸入は確実に増加し、地理的な枠を大きく超えた国際分業が進展しつつあると考えられる。

表3 各年における北米3カ国の域内・東アジア各国からの輸入品目数

(各国の対世界輸入品目数に占める割合)									
	アメリカ			メキシコ			カナダ		
	1991	2001	2011	1991	2001	2011	1991	2001	2011
(a) 全機械産業									
アメリカ				99	99	99	99	99	100
メキシコ	67	77	80				29	61	74
カナダ	93	94	94	57	75	78			
中国	64	86	94	22	72	93	30	79	95
香港	59	60	61	31	36	43	40	52	58
インドネシア	11	35	39	4	25	38	2	22	39
日本	93	92	90	75	84	84	76	86	88
韓国	64	78	81	17	61	71	41	62	75
マレーシア	29	49	54	6	36	47	11	34	49
フィリピン	22	35	39	3	22	31	7	22	36
シンガポール	46	54	55	14	33	43	20	35	42
タイ	31	47	56	5	32	51	10	34	55
(b) 電気電子産業									
アメリカ				100	100	100	100	100	100
メキシコ	85	92	92				57	87	97
カナダ	95	97	97	71	86	89			
中国	83	97	100	34	89	99	49	95	100
香港	83	82	86	52	62	70	62	74	79
インドネシア	22	60	64	6	55	63	5	43	62
日本	99	99	98	93	96	97	92	98	98
韓国	84	92	94	36	78	86	70	82	92
マレーシア	61	76	80	16	68	78	31	64	80
フィリピン	40	61	64	8	52	57	19	44	64
シンガポール	79	76	77	30	64	68	46	60	67
タイ	54	69	74	8	59	76	19	56	78
(c) 輸送機器産業									
アメリカ				98	98	98	99	99	98
メキシコ	52	66	73				24	53	65
カナダ	89	96	94	44	71	73			
中国	43	65	71	15	41	69	13	53	76
香港	27	35	35	14	13	16	14	21	37
インドネシア	10	20	27	8	18	23	4	19	26
日本	73	71	69	47	51	55	54	60	70
韓国	42	57	53	3	32	42	29	38	52
マレーシア	7	25	25	1	14	22	2	18	26
フィリピン	15	19	24	1	6	12	2	14	21
シンガポール	17	23	32	4	8	20	10	16	23
タイ	20	27	43	2	18	31	9	21	37

出所：Ando and Kimura (2014)。

注：HS6 桁レベルでの品目数に基づく。

2. TPP 大筋合意から期待されること⁴

前節において、機械産業における東アジアの生産ネットワークが域内で深化し、TPP 参加国の一つであるベトナムなど ASEAN 後発国も生産ネットワークに参加しつつあること、また、東アジアの生産ネットワークがメキシコを介して北米と生産面でのつながりを強化しつつあることを示してきた。このように、発展途上国を巻き込みながら、広範囲にまたがって生産ネットワークが展開されているということから判断すると、とりわけ途上国におけるビジネス環境を改善させるような取り決めや広範囲の国々を網羅する共通の国際的なルールの存在は、生産ネットワークのより効果的な活用につながると考えられる。TPP 協定は、前文に加えて、30 もの章から成り立っており、本章においてそのすべてに触れることは難しい。本節では、生産ネットワークの活性化という観点から、TPP 大筋合意の内容で期待されることや重要だと考えられる例をあげてみたい。

まずは、モノの貿易自由化（関税）に着目してみよう。関税や非関税措置などの貿易障壁は、国境をまたいで分散立地された生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストに含まれる。したがって、関税削減・撤廃はサービス・リンク・コストの削減を意味し、さらなる生産のフラグメンテーションを促す可能性がある。日本の工業製品輸出（11 カ国全体）の場合、TPP での即時撤廃率は品目数ベースで 86.9 パーセント、金額ベースで 76.6 パーセント、関税撤廃率（発効後 30 年目まで）はいずれも 99.9 パーセント、工業製品輸入については、即時撤廃率が品目ベースで 95.3 パーセント、金額ベースで 99.1 パーセント、関税撤廃率は 100 パーセントである⁵。工業製品に関しては、基本的には、高い水準の貿易自由化が実現されそうである。

ただし、このような TPP の特惠関税が実際に使われなければ、その経済的効果は期待できない。そこでカギを握るのが、原産性を判断するための原産地規則と原産地手続きである。以下では、①原産地規則の共通化、②完全累積制度、③自己証明制度、④原産品輸送の簡易化という 4 つの視点から、特惠関税の利用可能性の拡大に関して期待されることや懸念されることを議論していく。

原産地規則については、TPP 協定の場合、12 カ国共通となる。そのため、二国間協定を積み重ねることに比べて、ルールの複雑さが緩和されて、アジア太平洋にまたがる広域な生産ネットワークに参加している企業にとっては事務コストが削減されるとともに、TPP の特惠関税が利用されやすくなるはずである。日本の FTA 利用に関する企業アンケート調査においても、特惠関税を使わない理由の一つに、ルールの煩雑性があげられている⁶。もちろん、二国間協定の特惠関税よりも TPP のそれの方が高い場合や、特惠マージン（MFN 関税と FTA の特惠関税の差）が小さい場合には、TPP の特惠関税は使われないだろうが、ルー

ルの共通化によって、特惠関税の利用が促される可能性がある⁷。

原産性の認定においては、複数の締約国における付加価値・加工構成の足し上げを行って原産性を判断する「完全累積制度」が採用されている⁸。生産工程の分散立地が進み、複数国を巻き込んで国際分業が展開されていても、TPP 域内である限り、特惠関税の適用がしやすくなる。前節において、メキシコを介して東アジアと北米の生産のリンクが強化されていることを議論したが、例えば、自動車産業を中心に、アメリカ市場向けに日本から直接輸出するケース以外にも、日本から部品を調達してアメリカ市場向けの製品をメキシコで生産しているものの NAFTA を利用できなかったような場合にも特惠関税が利用できる可能性が高まる⁹。また、より高付加価値製品（部品）の生産を日本国内で行いつつ、特惠関税を利用することも可能となる。その一方で、東アジアの生産ネットワークで重要な役割を果たしている中国、韓国、自動車の産業集積が進むタイなどが TPP の非加盟国である現状において、これらの国々での生産工程部分がカウントされないことは、原産性を満たしづらい可能性もある。多くの国にまたがる国際分業の存在を考えれば、やはりより多くの国がメンバーに入っているほど、完全累積制度の意義が大きくなる。

機械産業以外に目を向けると、衣類・縫製品の国際分業も進んでいる。アメリカは、最大 30 パーセントの関税を課している縫製品を特惠関税制度（GSP）の対象外としている。TPP によって関税が下がることで、ベトナムのアメリカ向け縫製品の輸出が増える可能性があるとともに、TPP の特惠関税を使うために、ベトナム国内で調達するなど（現状は中国からの材料調達が 4 割を占めている）、生産工程の配置が変わる可能性も考えられる。

原産地手続きに関しては、TPP では、輸入者、輸出者または生産者が自ら原産地証明書を作成できる自己証明制度が導入されている¹⁰。そのため、ビジネスの動向にあわせて証明書の発効ができ、貿易手続きの円滑化や特惠関税利用の促進につながる可能性がある。ただし、日本の FTA の場合、公的機関（日本商工会議所）による原産品判定と原産地証明書の発給を受ける「第三者証明制度」がほとんどであり、これまで自己証明制度はほとんど使われてきていない¹¹。第三者証明制度の場合、手続きにかかる時間の長さ、労力やコストの高さが指摘されており、FTA 利用に関するアンケート調査からも、原産地証明取得にかかる時間的・物理的コストが FTA 利用の阻害要因の一つであることが明らかになっている。自己証明制度であればこのようなコストは発生せず、リードタイムを短縮できるというメリットがある一方で、輸入国税関当局による検認には企業が直接対応しなければならないため、企業は検認対応を視野に入れた社内体制の構築など、これまでにない準備が必要となるかもしれない¹²。そういう意味では、特に FTA の利用が相対的に少ない中小企業にとっては、これまでほとんど経験のない自己証明制度は（特に初期段階において）負

担になる可能性もあるだろう。

原産品輸送の簡易化に関しては、二国間 FTA では、第三国を経由すると、その製品が原産性を維持しているかについて輸入国の税関に対して立証する必要がある。一方、TPP では、締結国域内での輸送において、最終輸入国の税関に対して TPP 領域内での経由国で原産性に变化があったか否かについて立証する必要がなくなる。例えば、アメリカ国境に近いメキシコのティファナ向けに日本から輸出する場合、メキシコ側に大きなコンテナ船が入れるような港がないこともあり、通常、メキシコ向けに輸出された製品は、コンテナ船でアメリカの港（ロサンゼルスに近いロングビーチ）に入り、そこからメキシコまでトラック輸送される。そのような場合、経由地であるアメリカが TPP 参加国であるため、原産品の輸送が容易になるかもしれない。

次に、非関税措置／貿易円滑化に着目してみよう。輸出入手続きの透明性の確保や迅速な輸入通関によって物流コストが削減できれば、サービス・リンク・コストの削減につながり、サプライチェーンの中でよりスムーズな生産活動が可能となるはずである。輸入許可手続きや輸出許可手続きについては、手続きの新設や変更に際し、事前の情報公開を義務づけており（輸入側は施行の 60 日前までに通報を行う努力義務や合理的な質問に対する 60 日以内の応答義務、輸出側は遅くとも施行後 30 日以内に公表する義務など）、透明性の向上が期待されるとともに、企業の対応もしやすくなるはずである。また、シングルウィンドウの導入や税関手続きの国際基準への調和を図ることも明記されている。さらに、輸入通関の迅速化に関連して、貨物の引き取り期間の明記と事前教示の義務づけがあげられる。貨物の引き取りについては、急送貨物の場合、貨物が到着し必要書類が提出されて 6 時間以内の引き取りを、通常のものでも、可能な限り、貨物の到着後 48 時間以内の引き取りを許可している。事前教示とは、輸入を予定しているものの関税分類、関税表評価、原産性について、事業者が書面で要請した場合に書面で回答を得られることであり、TPP では、検討に必要な情報の提出から 150 日以内の事前教示が義務づけられている。事前教示は 3 年間有効なため、常に同じ物品を輸入する場合に、安定的な取り扱いがしやすくなるし、事前教示によって特惠待遇の適用の可否等を事前に知ることが可能となる。努力義務になっているものがどこまで実現するかは不明だが、少なくともこれらの取り決めを通じて迅速でスムーズな通関が期待される。

貿易の技術的障害（TBT）に関しては、世界貿易機関（WTO）の内容を維持しつつ、強制規格等の立案・制定・適用の各段階でさらに透明性の向上を図る規制を設けたことにより、新たな規格に対応する負担が軽減され、認証コストも削減されと考えられる¹³。特に適合性評価手続きの適正化として、マレーシアなどの新興国での手続きの円滑化が期待され

る。また、日本で実施された手続きの結果について他の締約国による受け入れが促される可能性もある。

最後に、サービス、投資、人の移動など、それ以外の分野を見てみたい。サービス貿易については、ネガティブ・リスト方式が採用されており、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）のようなポジティブ・リスト方式と比べて、少なくとも規制の現状が把握しやすい¹⁴。また、TPPでは、現地における拠点設置要求の禁止など、GATSで規定されていない部分まで踏み込んでいるとともに、協定発効後に、自由化の程度を悪化させないことを約束するラチェット条項がおかれていることから、規制の予見可能性を高められると考えられる。さらに、サプライチェーンとの関連で言えば、近年、付加価値ベースで製造業輸出において流通・物流サービスを中心としたサービス業の割合は高まっており¹⁵、サービス分野の自由化が製造業の生産性を向上させるという研究もある¹⁶。したがって、サービス産業は製造業輸出において重要な投入要素であるとともに、高品質なサービスの提供を通じて、域内に進出している製造企業の生産効率アップが期待できるだろう。

投資に関しては、パフォーマンス要求、ローカルコンテンツ要求、経営陣の国籍要求など、特定措置の履行要求を原則禁止している。なかでも、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止や特定技術の使用要求の禁止については、日本のFTAとしては初めての国際約束である。また、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続きが導入される。日本の投資家にとって新たにこの手続きが利用可能となる国（アメリカ、カナダ、ニュージーランドおよびオーストラリア）もあれば、マレーシアやシンガポールなど利用できる範囲が拡大されることになる国もある。さらに、日本の投資協定や投資章を含むFTAには含まれていない規定として、国と投資家の間のインフラ整備等に関する契約違反も対象となる。これらの規制や手続きによって投資活動がしやすくなり、その結果として、投資の増加が期待される。

ビジネス関係者の一時的な入国に関しては、ビザなど出入国管理に関する申請手続きの迅速化、透明性の向上（最新の要件および処理期間の公表）、関連の小委員会の設置を通じた協議・検討などが期待される。広域にわたる国際分業体制の中での活動をスムーズにすすめるためには、ビジネス関係者の一時的な入国に関する負担が削減されることは望ましい。

中小企業は、東アジアの生産ネットワークや産業集積において重要な役割を果たしている。しかし、既述した通り、中小企業によるFTAの利用度は低い。TPPでは、中小企業への情報提供や、中小企業によるTPP協定の活用支援のための小委員会の設置などを規定している。中小企業がTPP域内の経済活動に積極的に参加できるような環境が整うことは、

サプライチェーンの活用という点から見ても意義深い。

政府調達に関しては、マレーシア、ベトナム、ブルネイはWTOで締結していないため初めて国際約束として規制されたことになり、また、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール等も、WTOや二国間FTAを超える調達範囲の約束を行っており、政府調達市場へのアクセスの改善が期待される。

他にも、電子商取引に関しては、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止、ソースコードの移転、アクセス要求の禁止など、知的財産については、商標権取得の円滑化¹⁷、模倣・偽造品等に対する厳格な規律など知的財産権の権利行使の強化（不正取引などに対する刑事罰の規定）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲の規定など、競争政策においては、公正かつ自由な競争を目指して競争法例の執行における手続きの公正な実施および透明性に関する具体的な規定など、特に途上国で大きな比重を占める国有企業に関しては、（国有企業への優遇措置に対するルールを通じて）締結国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤の確保など、そして腐敗行為の防止については、貿易や投資における贈収賄や腐敗行為を除去するために必要な取組を行うことなどがあげられる。いずれも、直接的・間接的に、貿易・投資の円滑化や域内の企業活動やサプライチェーンの活性化につながると考えられる。

3. おわりに

前節の冒頭でも触れたように、TPP協定は前文に加えて30もの章から構成されており、生産ネットワークの活性化という視点に限っても、本章ですべての分野を網羅しきれているわけではない。しかし、単なる関税撤廃の枠を超えて、サプライチェーンの活性化につながるような要素が数多く盛り込まれていることはよくわかるだろう。また、WTOや既存の二国間FTAなどでカバーされている分野であっても、その適用範囲が広がったケースや初めて国際約束されたケースなどもある。努力義務でとどまっている部分もあり、実際にどこまで実施されるか不明な部分もあるとは言え、TPPの大筋合意の内容は、サプライチェーンの活用を意識した、幅広く網羅的な21世紀型のルールの提示として非常に大きな意義がある。とりわけ、マレーシアやベトナムなどの新興国において新たなルールが規定され、ビジネス環境が整備されていくことは、生産ネットワークのさらなる活性化という側面から望ましい。ビジネス環境を改善させるような取り決めや広範囲の国々を網羅する共通の国際的なルールの存在を通じて、生産ネットワークのより効果的な活用が期待される。

国際的な生産・流通ネットワークという観点からすると、東アジア諸国の中でも、主

要なプレイヤーの一つである中国を筆頭に、現時点では TPP 締約国のメンバーではない国もたくさんある。深い自由化や国際ルールの構築という意味で、TPP と同じ水準（あるいはそれ以上）を踏襲することは難しいかもしれないが、今回の TPP 大筋合意を受けて、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の交渉の加速・良質化を期待したい。また、他のメガ FTA を含め、メガ FTAs 間の競争によって加速・深化される経済統合を新たな国際経済秩序の構築のために利用すべきである。

注

- 1 第1節は、Ando（2013）および Ando and Kimura（2014）の分析結果を中心に、安藤（2014）に加筆・修正を加えたものである。
- 2 CLMV の場合、2007 年時点での項目数が小さいため、2007 年の値を基準とした指標は、項目数の増加に伴って大きくなりやすい。しかし、輸出、輸入ともに短期間でこれだけ項目数が急速に増加しているのは、紛れもなく、大きな変化である。
- 3 中東欧 5 カ国の機械輸入についても、メキシコと同様、東アジアからの輸入は、金額が大幅に伸びるだけでなく、東アジアの割合が著しく増加し、東アジアの重要性が相対的に高まっていることが確認できる。例えば電気電子部品輸入を見ると、東アジアからの輸入は、1995 年から 2010 年までの 15 年間で、金額（名目）で 57 倍、比率では 1 割弱から 45% へと増加している。とりわけポーランドに限って見れば、東アジアの割合は、11% から 63% へと急上昇している。また、中東欧による対東アジアの輸入項目数も大幅に増加している。したがって、中東欧諸国による東アジアからの輸入もまた、単にそれまで取引されていた項目の輸入増加のみならず、新たに構築された貿易関係の大幅な拡大が輸入の急増を牽引したと示唆される。ヨーロッパでは、EU 拡大以降、先進国と途上国間という単純な国際分業体制から広義の意味での域内分業体制へと発展し、さらには、東アジアから中東欧への部品供給の重要性が増す形で、中東欧諸国を介して東アジアとヨーロッパの生産ネットワークとの結びつきが強化されてきたと考えられる。詳しくは、Ando and Kimura（2013）を参照のこと。
- 4 本節における数値、大筋合意の概要、日本の二国間 FTA との比較については、別記がない限り、内閣官房 TPP 政府対策本部の資料（2015 年）に基づくものである。
- 5 即時撤廃品目にはすでに無税の品目も含む。
- 6 Takahashi and Urata（2009, 2010）や Ando and Urata（2011）を参照のこと。また、中小企業による FTA の利用度が相対的に低いことも、これらの分析で計量的に示されている。
- 7 特惠マージンと FTA 利用に関しては、Hayakawa et al（2013）で分析されている。また、Ando and Urata（2015）では、日本の二国間 FTA の効果分析において、特惠マージンの高い品目に着目した分析を行っている。
- 8 付加価値の計算方法として、積上げ方式、控除方式に加え、重点価額方式（関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料に着目する計算方式）および純費用方式（自動車および同部品に適用）の選択が可能となっている。
- 9 アメリカ向け輸出に関しては、現行税率が主に 2.5 パーセントである自動車部品の場合、8 割以上の即時撤廃が実現され、米韓 FTA を上回る水準である。また、現行税率が 2.5 パーセントの乗用車に関しては、15 年目から削減を開始し、25 年目で撤廃することになっている。
- 10 輸入品の課税価格が 1000 米ドル（あるいは輸入締結国が定めるそれより高い価格）を超えない場合には、原産地証明書は不要である。

- 11 FTA の原産地証明制度の特徴については、安田（2013）を参考のこと。
- 12 安田（2013）によれば、第三者証明制度の場合、政府が、商工会議所や企業から得た情報に基づいて相手国に回答するため、利用者にとっては、検認の際に自国政府や商工会議所が間に入ることで、原価など機密情報の他国への漏えいを防ぐというメリットがある。
- 13 具体的には、強制規格、任意規格、適合性評価手続の作成に際し、他の締約国の利害関係者に意見を提出する機会を与えることや、強制規格および適合性評価手続きの公表と実施の間に6か月以上の期間を設けることなどである。
- 14 日本がTPP参加国と締結しているFTAでネガティブ・リストを採用しているのは、メキシコ、チリ、ペルー、オーストラリアのみである。
- 15 付加価値ベースで、2011年時点で、OECD諸国の物品輸出におけるサービス業の比率は35パーセントであり、流通・物流サービスがその半分を占める（JETRO資料にもとづく）。
- 16 Matthias et al.（2015）は、インドのサービス分野における外資規制の自由化と製造業の生産性の関係を検証し、サービス業の規制緩和が、製造業の生産性向上に寄与したとの結果を得ている。
- 17 マレーシア、カナダ、ペルーなどは商標関係の国際協定を締結していない。

参考文献

- Ando, Mitsuyo (2013) “Development and Restructuring of Regional Production/Distribution Networks in East Asia” ERIA Discussion Paper No. 2013-33.
- Ando, Mitsuyo and Fukunari Kimura (2013) “Production Linkage of Asia and Europe via Central and Eastern Europe” Journal of Economic Integration Vol.28 No.2, pp.204-240.
- Ando, Mitsuyo and Fukunari Kimura (2014) “Evolution of Machinery Production Networks: Linkage of North America with East Asia” Asian Economic Papers, Vol.13, No.3. pp. 121-160.
- Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2011) “Impacts of the Japan-Mexico EPA on Bilateral Trade” RIETI Discussion Paper Series 11-E-20
- Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2015) “Impacts of Japan’s FTAs on Trade: The cases of FTAs with Malaysia, Thailand, and Indonesia” RIETI Discussion Paper Series 15-E-104.
- Matthias, Jens Arnold, Beata Javorcik, Molly Lipscomb and, Aaditya Mattoo (2015) “Services Reform and Manufacturing Performance: Evidence from India” doi:10.1111/ecoj.12206.
- Hayakawa, Kazunobu, Daisuke Hiratsuka, Kohei Shiino, and Seiya Sukegawa (2013) “Who Uses Free Trade Agreements?” Asian Economic Journal, Vol.27 No.3, pp.245-264.
- Takahashi, Katsuhide and Shujiro Urata (2009) “On the Use of FTAs by Japanese Firms” in Christopher Findlay and Shujiro Urata eds. Free Trade Agreements in the Asia-Pacific, World Scientific Publisher, Singapore.
- Takahashi, Katsuhide and Shujiro Urata (2010) “On the Use of FTAs by Japanese Firms: Further Evidence” Business and Politics, Vol. 12(1), pp. 1-17.
- 安藤光代（2014年）「東アジアにおける生産ネットワーク域内でのさらなる深化と他地域との結びつき」馬田啓一・木村福成編著『アジア太平洋の新通商秩序：TPPと東アジアの経済連携』文眞堂。
- 木村福成・安藤光代（2016年）「第9章 国際的生産・流通ネットワークの展開と理論・実証研究」木村福成・棕寛編著『国際経済学のフロンティア』近刊。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「TPP 協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「TPP 協定の活用促進に向けて」
- 安田啓（2013）「FTA 原産地証明制度の行方」『ジェトロセンサー 2013 年 9 月号』56-57 ページ。

